

## 第20回 不法行為:使用者責任ほか

2006/12/15

松岡 久和

### 【特殊の不法行為の概観】

#### 1 民法上の特殊な不法行為

- ①他人の監督責任類型 (714・715条) 立証責任の転換 (中間責任)  
※716条は709条の原則通りの責任を認める注意規定
- ②物の管理責任類型 (717・718条) 中間責任と無過失責任
- ③複数主体の責任競合類型 (719条) 因果関係の擬制や推定

#### 2 特別法上の不法行為

- ①失火責任法 責任の緩和・軽過失免責
- ②国家賠償法 715・717条に対応する国等の責任
- ③自動車損害賠償保障法 中間責任?無過失責任?
- ④製造物責任法 中間責任?無過失責任?

### 【他人の監督責任類型】

#### 1 責任無能力者の監督者責任 (714条)

- (1) 意義・性質
  - ・ 補充的代位的責任、中間責任 (過失および因果関係の推定)
- (2) 議論のポイント
  - ・ 直接の加害行為の違法性が必要 例:「鬼ごっこ」事件では親にも責任はない。  
最判昭和37年2月27日民集19巻9号2101頁
  - ・ 監督義務の二重性
    - ①個別具体的な加害防止義務
    - ②包括的一般的な身上監護義務—この免責立証は至難
  - ・ 身上監護型義務者と代理監督義務者の義務程度の違いと両者の重複  
例 学校事故の場合の親と学校の責任
  - ・ 義務と因果関係の特殊性
  - ・ 責任能力ある未成年者の行為についての親の責任≒714条責任に類似  
判例 150=百79 (中学生殺害事件)  
最判平成18年2月24日判時1927号63頁 (19歳少年院退院者強盗傷害事件; 責任否定例) ←父母の影響力の限定性・保護観察上の義務遵守確保に適切な手段の不存在・犯行の具体的予測可能性の欠如

#### 2 使用者責任 (715条)

- (1) 意義・性質
  - ・ 代位責任的要素+自己責任的要素; (報償責任+危険責任)

- ・中間責任の形式と無過失責任の実質←免責立証の厳格化

(2) 議論のポイント

- ・要件：①指揮監督関係、②事業の執行についての加害、③第三者への加害、④被用者の不法行為要件の充足一代位責任構成と親和的
- ・①指揮監督関係：事実上のもので足りる。自主独立の者に対しては指揮監督関係がない（716条参照。下請人は「被用者」たりうる）。永続性・営利性・適法性も不要。

**判例** 最判平成16年11月12日民集58巻8号2078頁（暴力団抗争警察官誤射事件一組長に責任有）

- ・②事業の執行について：「に際して」 > 「について」 > 「のため」  
＝加害の客観的で密接な職務関連性

**外形標準説**：加害行為が外形上職務権限内のものであればよいが、職務権限外の行為であったことにつき悪意・重過失の被害者は責任を問えない。

**判例** 154（庶務課長株券偽造事件）←一体不可分説からの転換  
百80（会計係手形偽造事件）

最判平成15年3月25日判時1826号55頁（郵便局員保険契約者貸付詐欺事件）

- （a）**取引的不法行為**における意義：表見代理制度との機能分担－信頼保護
- 判例** 155＝百81（融通手形割引斡旋事件）
- （b）**事実的不法行為**における意義：（広義の）支配領域性

**判例** 152（業務用ジープ無断使用事件）、153（「配管工だろろういばるな」事件）  
最判平成4年10月6日民集11巻4号646頁（応援団員下級生暴行致死事件）

※大村276頁・内田455頁の暴行事例における「密接関連性」について

- ・使用者の求償権は制限傾向←労働環境問題・自己責任的理解。**逆求償**には議論有。

**判例** 156＝百82（タンクローリー臨時乗務事件）

- ・被用者以外に加害者がいる場合や複数使用者間でも求償が肯定される。

**判例** 最判昭和63年7月1日民集42巻6号451頁（烏丸通タクシー自家用車接触事件）  
157＝百84（クレーン車賃貸借事件：二重使用者間の責任分配）

- ・被用者と使用者の責任：**不真正連帯責任**（この詳細は共同不法行為の回に譲る）

(3) 他の責任との競合・関連

- (a) 法人自身の不法行為責任（709条）、法人の理事等による不法行為責任（旧44条）

- ・**組織体としての過失論**の意味
- ・法令による制限と旧44条責任の成否（法の不知を許すか？）

- (b) 714条の責任との分担関係による責任能力判例年齢の操作（再掲載）

- ・121（少年店員豊太郎事件：715条責任）と120（「光清撃ツゾ」事件：714条責任）

### 3 国家賠償責任(1)－国賠1条

(1) 意義

- ・国家無答責の原則からの脱却

(2) 715条責任との違い

- ・公権力の行使を伴う職務執行（学校事故なども含む）

- 違法性要件の明記←権利侵害から違法性へ
- 選任監督上の無過失立証による免責の余地なし
- 軽過失の加害公務員本人は直接責任を負わず（判例・通説）、求償も受けない（2項）。
- 費用負担者の責任分担（国賠3条）。